

第1章 基本構想策定の目的

1. はじめに

本市は平成17年の合併以降、各旧市町村の既存庁舎を利用するかたちで行政機能及び窓口機能を分散し、行政サービスを提供してきました。そのため、庁舎間の移動に伴う利用者の負担や行政運営上の非効率性など市民サービスに支障をきたすことがあり、さらに分庁舎方式であるため、各庁舎間の職員移動コスト等が多額になるなどの課題があります。

それらに加え、既存の7つの庁舎のうち4つは築30年以上が経過しており、老朽化や狭隘化、バリアフリー対応不足が多く見られます。中でも平良第二庁舎、上水道庁舎、伊良部庁舎は建築基準法の旧耐震基準の建築物であり、来庁者や職員の安全性を確保する必要からも、早急に建て替えの検討を要する状態となっています。重ねて、東日本大震災後の防災・減災に対する意識の高揚から、それらに対応する行政サービス及び防災拠点の必要性や少子高齢化に対応できる庁舎機能の効率性の向上など、新たな社会のニーズも生まれてきています。同時に、以前より建設が計画されている保健センターについても総合庁舎に併設又は複合施設として整備する事で、連携を強化すると共に市民の利便性の向上に努め、より総合的なニーズへ応えることも検討しております。

本市では、これらの課題の解消とより良く安心・安全な市民サービスの提供のため、総合庁舎建設の検討を進めることとし、平成29年1月には、学識経験者や地元関係団体等で構成する「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想・基本計画策定委員会」を設置しました。また、同2月には、庁舎の建設場所を検討する「宮古島市庁舎等建設委員会」を設置し、総合庁舎について議論を深めて参りました。これらのことを踏まえて、宮古島市総合庁舎建設について基本的な考え方を示すため、「宮古島市総合庁舎整備事業基本構想」(以下、「本構想」という)を策定します。

2. 上位計画における位置付け

(1) 「第2次宮古島市総合計画」(平成29年度 宮古島市)

はじめに 第2章 本市の取り組むべき【主要】課題

6-1 公共施設の適正化 (p.22)

本市は、市町村合併前に整備された施設を多数有しており、各地域には類似施設や老朽化した施設が点在しています。

今後は、総合庁舎の建設の推進、本市の実情に即した施設の統合、または廃止、複合化の検討に加え、施設の効果的な活用、運営の推進など、利便性の高い公共施設の実現が求められます。

基本構想 第3章 施策の大綱

2-6 市民との協働により夢と希望に満ちた島、宮古 (p.41)

⑤効率的・効果的な行財政運営の推進

多様化する市民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを提供するため、職員の資質向上や行財政改革を着実に推進し、効率的な組織体制の構築を図るとともに、公共施設の適正配置や効果的な活用、運営を推進する等、市民に信頼される効率的・効果的な行財政運営に努めます。

基本計画 (前期) 第6章 市民との協働により夢と希望に満ちた島、宮古

5 効率的・効果的な行財政運営の推進 (p.150)

行政運営においては、市町村合併前の旧市町村の庁舎を活用した分庁方式で行っており、各庁舎間の連携や協議に時間を要し、業務効率の低下が懸念されています。加えて、専門部署が各庁舎に設置されていないなど、市民サービスに影響を及ぼしていることから、総合庁舎の建設が必要となっています。

(2) 「新しい島づくり計画 (改訂版)」(平成26年度 宮古島市)

第5章 新市の施策

5-1.島づくりのリーディングプロジェクト

(2) 島づくりのリーディングプロジェクト

■リーディングプロジェクト3

人と人、ひととまちをつなぐネットワーク創造プロジェクト (p.40)

②内容 ・災害時への安全・安心を確保し、効率的な行政運営を推進し情報化や環境にも配慮した、人にやさしく市民に親しまれる総合庁舎の整備について検討していきます。

リーディングプロジェクトに関わる主な施策・事業 (p.41~42 抜粋)

主要施策・事業	事業概要	実施予定時期			実施予定地
		前期 (H22)	中期 (H27)	後期 (H32)	
市総合庁舎 整備事業	市民の利便性向上や業務の効率化、さらには防災機能等を兼ね備えた整備を図ります。		○	○	未定

(3) 「宮古島市 公共施設等総合管理計画」(平成 28 年度 宮古島市)

第 8 章 課題の整理と基本的な方向性 (p.198)

(8) 行政系施設

一、庁舎等

②課題

- 老朽化の状況は、7 施設中、「伊良部庁舎 (旧伊良部議会庁舎)」が老朽化比率 60%以上、「市役所庁舎 (平良第二庁舎)」が老朽化比率 80%以上となっており、更新等の検討が必要です。

第 9 章 公共施設マネジメントの取組の基本原則 (p.203)

4. 数値目標

(1) 公共建築物

質・量両面から公共施設マネジメントを進めていくにあたり、取組の実効性を確保し、成果や進捗状況の把握、市民等と課題意識を共有していくため、施設保有量の縮減に関して、数値目標を設定することとします。数値目標については、第 7 章の財政シミュレーションを考慮し、以下のとおり設定します。

施設保有量 (延床面積) を 20 年間で 16%縮減することを目標とします。

※これは市の財政から鑑み、今後の市の財政を円滑に回していくために必要な数字です。これをより具体的に方向性を示した内容を第 11 章に掲載します。

第 11 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (p.207)

基本方針	
行政系施設	
庁舎等	<ul style="list-style-type: none">・各庁舎は、総合庁舎新設に併せて統廃合を目指していきます。・庁舎新設の際には、他機能との複合化を検討します。

(4) 「宮古島市定員適正化計画 平成 22 年度～平成 35 年度」(平成 2 9 年度見直し版)

II. 新たな定員適正化計画 (p.12)

3 定員適正化計画

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
職員数	733	728	712	691	689	681	668

(5) 「宮古島市健康保健センター（仮称）建設基本計画」（平成26年度 宮古島市）

4. 整備方針（p.15）

(1) 基本理念と基本方針

①基本理念

基本理念は、宮古島市の上位計画や関連計画から健康に関するキーワードを抽出し、市民総合健康保健センター（仮称）建設の基本理念として設定します。

■基本理念

「人」「まち」「自然」が健康の輪でつながる
健康・保健活動の拠点となる施設を建設します。

1) 「人」が健康

健康づくりの主体である市民の自主的な取り組みを支援し、全てのライフステージにおいて市民が安心・安全に健康・保健サービスを受けられるように、必要機能を整備します。

2) 「まち（地域、施設）」が健康

健康づくり推進ボランティアなどの地域活動拠点となり、地域の健康課題に対し、市民と行政等が協働で取り組める環境を整備します。また、施設全体を利用者にとってやさしく、使いやすい健康な施設を整備します。

3) 「自然」が健康

自然環境に考慮し、省エネルギー技術の導入や自然エネルギーの積極的活用などにより、環境負荷の低減を図ります。

②基本方針

基本方針は、基本理念を踏まえ、既存施設の課題や保健センターの必要機能などから、新施設に求められている役割を設定します。

■基本方針

1) 市民が利用しやすい保健センター

保健センターでは、各種健康相談などプライバシーに関わる事業が多いのが特徴です。健康・保健の拠点として市民にひらかれた場所であるとともに、プライバシーに配慮した機能も必要です。

また、集団健診・各種検診や集団予防接種など、狭あいによる混雑を解消し、多数の利用者が快適に受診できるゆとりある環境を整備します。

2) だれにでもわかりやすい保健センター

現在分散して行っている保健センター事業の必要機能を集積させ、「健康・保健活動の拠点」として、だれにでもわかりやすく、健康・保健サービスを気軽に利用できる保健センターを整備します。

3) 人にやさしく健康な施設

障がいの有無、年齢、性別などを問わず、だれにでもやさしく、快適に利用できるように、施設全体をユニバーサルデザインに対応した施設にします。

また、施設自体も健康であるために、維持管理が容易に行える内外装や設備を取り入れ、メンテナンスや更新時の負担低減を図り、長寿命化を見据えた施設を目指します。

4) 自然環境への対応

環境負荷低減のため、省エネルギー技術の導入や自然のエネルギーを積極的に活用します。

また、自然災害時には福祉避難所としても柔軟に対応できるように、必要な技能を備えます。

